

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 本 澤 陽 一

個人情報の本人収集の原則の例外について（答申）

令和元年7月19日付け31千総政第147号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定による個人情報の本人収集の原則の例外の類型として、次の類型を定める。

類 型	理 由
ドライブレコーダー 庁用自動車を運用するに当たり、個人の映像等の情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため。

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に照らし、慎重に審議した結果、同項本文が本人の意思に基づく収集を原則とし、同項ただし書はその例外を定めるものであるとの解釈を踏まえた上で、本件諮問に係る類型は「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。」に該当するものと認められる。

ただし、個人情報を収集するに当たっては、可能な限り本人の知り得る状態で収集すべきであることから、「理由」欄を「理由及び附帯事項」欄とし、その内容を次のように改めるべきである。

「不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため。

ただし、設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、車内及び車外のわかりやすい場所に個人の映像等を含む情報を収集している旨を表示するものとするほか、市職員以外の者が乗車する可能性のある車両又は収集される情報に取扱いに特に配慮を要する個人情報が含まれる蓋然性が高い救急車両等については、ドライブレコーダーを設置し、個人の映像等を含む情報を収集している旨をあらかじめ広く周知をする等の特段の措置を講ずること。」

3 今後の取扱い

今後、この類型に該当する事案についてはあらかじめ本審議会の意見を聴いたものとして取り扱うことを認める。ただし、ドライブレコーダーにより収集した情報の管理について、可能な限りセキュリティに係る技術的措置を講ずること。また、この類型に該当するか否かの判断が付き難い事案については、あらためて本審議会の意見を聴くこと。

なお、この類型に該当するものとしてドライブレコーダーを新たに設置した場合又はドライブレコーダーが設置された車両を新たにリースした場合には、条例の運用状況の報告に合わせて、本審議会に報告をするものとする。